

# 厚生労働省における薬物乱用防止対策

令和6年度 薬物乱用対策推進地方本部全国会議

令和7年2月28日

厚生労働省 医薬局監視指導・麻薬対策課

# 薬物乱用対策の推進体制

## 内閣

### 犯罪対策閣僚会議

#### 薬物乱用対策推進会議

副議長

国家公安委員会委員長  
法務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
国土交通大臣

議長 厚生労働大臣

構成員 内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）  
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）  
総務大臣  
外務大臣  
経済産業大臣

※平成20年12月閣議口頭了解により犯罪対策閣僚会議に統合、本部から会議となる  
平成27年1月閣議決定に基づき、平成29年4月1日に厚生労働省に薬物乱用対策に係る総合調整権限が移管。

#### 庶務

○厚生労働省

警察庁、法務省、財務省、文部科学省、国土交通省、その他関係行政機関の協力を得て、厚生労働省において処理。

#### 幹事会

議長 厚生労働省 医薬局長

内閣官房 内閣審議官（副長官補付）  
内閣広報官  
警察庁 生活安全局長  
刑事局長  
刑事局組織犯罪対策部長  
消費者庁 次長  
こども家庭庁 成育局長

総務省 大臣官房総括審議官  
法務省 政策立案総括審議官  
外務省 総合外交政策局長  
財務省 関税局長 主計局長  
文部科学省 初等中等教育局長  
経済産業省 大臣官房技術総括・保安審議官  
国土交通省 総合政策局長  
海上保安庁 次長

推進本部

平成9年 1月17日閣議決定  
平成12年12月26日一部改正  
平成17年12月27日一部改正  
平成18年 4月28日一部改正  
平成19年10月 9日一部改正

推進会議

平成20年12月26日閣議口頭了解  
平成29年 3月24日一部改正（同年4月1日施行）  
（基本方針）  
平成29年 3月24日閣議決定

平成10年5月 薬物乱用防止五か年戦略  
平成15年7月 薬物乱用防止新五か年戦略  
薬物密輸入阻止のための緊急水際対策  
平成20年8月 第三次薬物乱用防止五か年戦略  
平成22年7月 薬物乱用防止戦略加速化プラン  
平成24年8月 合法ハーブ等と称して販売される薬物  
に関する当面の乱用防止対策  
平成25年8月 四次薬物乱用防止五か年戦略  
平成26年7月 危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急  
対策  
平成30年8月 五次薬物乱用防止五か年戦略  
令和5年8月 六次薬物乱用防止五か年戦略

#### 薬物乱用対策推進地方本部（全都道府県設置）

- 本部長 知事等
- 本部員 都道府県職員（関係部局、教育委員会及び警察本部職員）  
国出先機関職員（入国管理局、税関、地方厚生局麻薬取締部、海上保安本部、保護観察所、少年鑑別所 等）

# 第六次薬物乱用防止五か年戦略の課題

～巧妙化するサイバー空間を悪用した薬物犯罪手口への対応強化と大麻乱用期の早期沈静化に向けて～

## 現状と今後の課題

### 現状

政府は、平成10年5月に第一次となる「薬物乱用防止五か年戦略」を策定して以降、平成30年8月の第五次五か年戦略まで、4度の改訂を実施

#### ① 薬物生涯経験率の低水準の維持

○諸外国と比して、薬物生涯経験率が極めて低水準

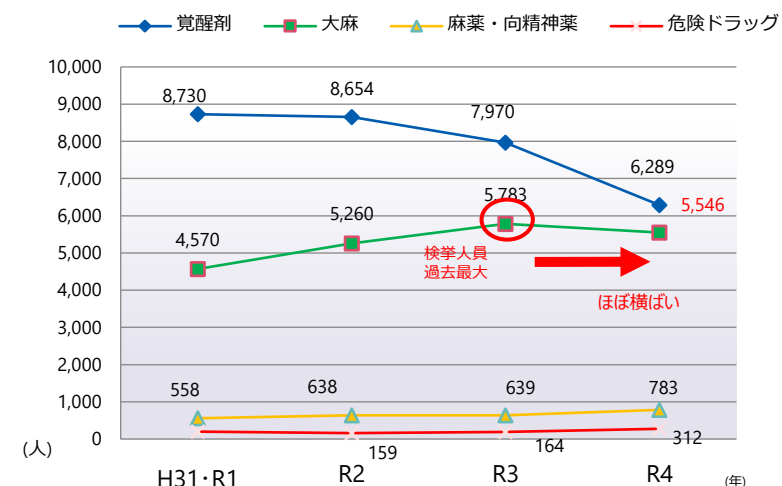
【参考】各国薬物生涯経験率

単位:%

	日本	フランス	ドイツ	イタリア	イギリス	アメリカ	カナダ
大麻	1.4	40.9	23.1	31.9	29.2	44.2	41.5
覚醒剤	0.3	2.2	3.1	2.8	10.3	4.9	4.8

#### ② 近年の薬物情勢

- 覚醒剤事犯の検挙人員が減少傾向
- 一方で、大麻事犯の検挙人員が上昇傾向（令和3年に過去最多を更新）
- 結果として、全薬物事犯の検挙人員は、1万4千人前後の横ばい



### 今後の課題

#### ① 若年層を中心とした大麻乱用拡大への対応

- 30歳未満の検挙人員の割合が、約7割
- 一部の国における嗜好用途の解禁等の影響によるインターネット上の誤情報の流布

我が国は、**大麻乱用期の渦中**

#### ② 再乱用防止への対応

- 覚醒剤事犯の再犯者率が約7割かつ上昇傾向

#### ③ サイバー空間の悪用への対応

- SNS、暗号資産等を悪用したサイバー空間における薬物密売市場の急速な拡大や「闇バイト」による密輸事犯の増加

#### ④ 水際対策への対応

- 国際的な人の往来増加による薬物密輸入リスクの増加

#### ⑤ 複雑化する薬物密輸ルートへの対応

- 薬物の仕出地（国）、中継地（国）の広域化

## 戦略策定上の重要項目

#### ① 大麻乱用期への総合的な対策の強化

- 啓発活動の強化
  - ・デジタルツール等を用いた若年層に対する効果的な啓発活動による規範意識の向上
- 大麻乱用者に特化した再乱用防止の取組の強化
  - ・効果的な動機付け等の検討
- 大麻事犯に対する取締りの徹底による大麻乱用期の早期沈静化
  - ・乱用者のみならず、栽培や密輸事犯に対する徹底した取締りによる供給遮断

#### ② 再乱用防止対策における関係機関の連携した“息の長い支援”強化

- 「薬物乱用者＝薬物依存症患者」としての回復支援
  - ・薬物乱用者は、犯罪をしたものであると同時に、治療を必要とする薬物依存症患者である場合があることの理解
- 薬物依存症の治療等を含めた再乱用防止と社会復帰支援策の充実
  - ・地域社会の一員として、社会全体での長期的な支援

#### ③ サイバー空間を利用した薬物密売の取締りの強化

- 秘匿性の高いメッセージアプリ、ダークウェブ、暗号資産等を用い、巧妙化する犯罪手口への対応強化
  - ・通信記録や資金の流れ等の解明するための捜査技術・手法の向上
- SNSで募った「闇バイト」による薬物密輸への関与に対する取締り強化

#### ④ 国際的な人の往来増加への対応強化

- 水際における薬物取締体制の拡充
- 訪日外国人・海外渡航者への注意喚起の推進

#### ⑤ 薬物乱用政策についての国際社会との連携・協力強化と積極的な発信

- 仕出国、中継国となっている国・地域の捜査機関との国際的な連携強化
- 予防政策を含む、世界的に誇る我が国の薬物政策の理解獲得の強化

# 第六次薬物乱用防止五か年戦略フォローアップの主な取組と成果

## 目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

- 大麻の有害性・危険性・国内外の規制状況について周知
- 国際的な人の往来増加への対応としての啓発強化
- デジタルツール等を効果的に活用した広報・啓発手法の強化

- 令和4年度の薬物乱用防止教室の開催率は**79.6%**であった。
- 薬物乱用防止読本の作成・配布、ウェブサイトやSNS等多様な媒体を用いた広報啓発活動を各機関が連携して実施し、薬物乱用根絶意識の醸成を図った。

## 目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

- 関係機関がより一層連携した「息の長い支援」の実施
- 治療等を提供する医療機関等の充実・強化
- 大麻事犯者の再犯防止等に向けた効果的な対応の検討

- 関係機関が連携し、薬物処遇と社会復帰支援を一体的に実施した。
- 薬物乱用者に対し、再乱用防止プログラムの実施の強化を行った。
- 麻薬取締部で行う再乱用防止プログラムについて、令和5年においては、**新規対象者の参加率が83%、定着率が86%**であり、高水準であった。

## 目標3 国内外の薬物密売組織の壊滅、大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

- 薬物密売組織の弱体化・壊滅の推進
- 巧妙化する犯罪手口への対応強化と徹底した取締り
- 新たに出現する未規制物質に対する速やかな規制

- 令和5年中、暴力団構成員等**2,809人**を薬物事犯により検挙した。
- 令和5年中、麻薬特例法第5条(業として輸入等)を**20件**適用した。
- 令和5年中、薬物犯罪収益等の没収・追徴額の合計は**4億292万円**となった。
- 令和5年中、**サイバー捜査に特化した部門を強化し、サイバー空間を利用した捜査に対応した。**
- 令和5年度において、**危険ドラッグ等取扱業者に対する取締りを推進し、危険ドラッグの把握に努め、29物質**を新たに指定薬物に指定する等、迅速な規制を実施するとともに、広域的に規制する必要があると認められた製品については、**医薬品医療機器等法に基づき、全国的に販売等を禁止する告示を行った。**
- 大麻を麻薬として位置づけ、麻向法における施用罪を適用する等の法整備を行った。**

## 目標4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

- 密輸手口の分析、情報共有等を通じた水際取締り体制の強化
- 大麻、大麻製品等の密輸事犯の対応強化
- 国際的な人の往来増加への対応としての水際対策

- 令和5年中、薬物密輸入事犯**563人**を検挙した。
- 令和5年中、水際での不正薬物全体の押収量は**約2,406kg**に達した。
- 関係省庁による密輸出入取締対策会議等を開催し、連携強化が図られた。
- 訪日外国人に向けた薬物持込み防止に関する広報・啓発活動を実施した。

## 目標5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

- 各国・地域間の違法薬物密輸、取引情報等の収集及び体制の強化
- 我が国の薬物乱用政策の積極的発信
- 海外関係機関への技術支援等を通じた連携強化

- 国際会議や関係国との会談を通して積極的な情報交換を実施し、協力関係の強化が図られた。
- 国連麻薬委員会閣僚級会合及び通常会合等に参加し、我が国の薬物対策を紹介するほか、世界の薬物情勢や取り組みについて情報交換を実施した。
- 国際社会での薬物乱用対策のイニシアチブを握るため、各国の情勢把握に留まらず、我が**3**国の取組や考えについても積極的に発信し、理解の獲得に努めた。

# 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部改正について

(令和5年12月6日成立・13日公布)

## 改正の趣旨

大麻草の医療や産業における適正な利用を図るとともに、その濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため、①大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備、②大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備、③大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備【大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法】

- 大麻から製造された医薬品の施用等を禁止する規定を削除するとともに、大麻等を麻向法における「麻薬」と位置づけることで、大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とする。

(※) 「大麻等」：大麻及びその有害成分であるTHC（テトラヒドロカンナビノール：幻覚等の精神作用を示す麻薬として規制すべき成分）

「麻向法」：麻薬及び向精神薬取締法 「施用」：医薬品である麻薬を身体に投与・服用すること。

### 2. 大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備【大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法】

- ① 大麻等の不正な施用についても、他の規制薬物と同様に、麻向法における「麻薬」として禁止規定及び罰則（施用罪）を適用する。

(※) 大麻の不正な所持、譲渡、譲受、輸入等についても、麻向法における規制・罰則を適用（現行は大麻取締法で同様の規制有）

- ② 保健衛生上の危害発生防止のため、大麻草由来製品に微量に残留するTHCの残留限度値を設けることとする。また、大麻草由来の成分のうち、化学的変化により容易に麻薬を生じ得る一部の成分について麻薬とみなすこととする。

### 3. 大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備【大麻取締法】 (※) 大麻取締法の名称を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改正

- ① 大麻草採取栽培者の免許を区分し、大麻草の製品の原材料として栽培する場合を第一種大麻草採取栽培者免許（都道府県知事の免許）に、医薬品の原料として栽培する場合を第二種大麻草採取栽培者免許（厚生労働大臣の免許）とする。

- ② 第一種大麻草採取栽培者について、THCが基準値以下の大麻草から採取した種子等を利用して栽培しなければならないこととするなど、所要の規制を設ける。

(※) 大麻草採取栽培者が成分の抽出等の大麻草の加工を行う場合や、発芽可能な大麻草の種子の輸入を行う場合に、厚生労働大臣の許可を要することとする等の規制を設ける。

- ③ 大麻草の研究栽培を行う場合は、大麻草研究栽培者免許（厚生労働大臣の免許）を要することとする

等

## 施行期日

公布日から1年を超えない範囲内で政令で定める日（3. ①及び②は、公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日）

# 関係政令について（施行期日）

○改正大麻等法の施行に伴い、施行日政令、手数料政令、整備政令（2本）の合計4本の政令を公布  
（令和6年9月11日及び20日）

○主な内容は以下のとおり。

## 1 施行期日

<第一段階：法律の公布日から1年を超えない範囲内で政令で定める日>

→ **令和6年12月12日**

（主な改正事項）

- ・大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とする
- ・大麻等の施用罪の適用
- ・大麻の成分規制への移行（THCの残留限度値の設定）

<第二段階：法律の公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日>

→ **令和7年3月1日**

（主な改正事項）

- ・大麻草の栽培に関する規制の見直し

# 関係政令について（製品中のTHC残留限度値）

## 2 製品中のTHC残留限度値

- 大麻取締法に基づく部位による規制から、麻向法に基づく成分による規制となることに伴い、CBDなどの製品中にごく微量に残留する可能性がある**THCの残留限度値を設ける**（当該限度値以下であれば麻薬には非該当）。
- 当該限度値については、大麻規制検討小委員会の報告書で示された方向性（※）を踏まえて、海外の科学的知見や限度値を参考に検討し、以下の区分・基準値とすることとする。
  - ※「CBD 製品中の THC 残留限度値については、（中略）保健衛生上の観点から、THC が精神作用等を発現する量よりも一層の安全性を見込んだ上で、（中略）尿検査による大麻使用の立証に混乱を生じさせないことを勘案し、適切に設定すべきである。」
- 成熟した茎及び種子のみならず、CBD製品など、THCが残留限度値以下であれば、大麻草の花穂や葉も利用可能。

### <製品中のΔ9-THCの残留限度値>

油脂・粉末	10 mg/kg 以下
水溶液	0.10 mg/kg 以下
その他の製品	1 mg/kg 以下

# 関係政令について（大麻草中のTHC上限値）

## 3 大麻草のTHCの上限値

- 大麻草の栽培免許について、「大麻草の製品の原材料とする場合」（第一種大麻草採取栽培者）と「医薬品の原料とする場合」（第二種大麻草採取栽培者）に区分する。

その上で、第一種大麻草採取栽培者は、THCが上限値以下の大麻草の種子等を用いて栽培しなければならない。

- この**大麻草のTHCの上限値**については、海外における基準と同様に、日本においても**乾燥重量で0.3%**とする。（ $\Delta 9$ -THCと $\Delta 9$ -THCAの総和）

- EU

麻としての農業生産に対する助成対象の基準として、THC濃度0.3%以下と規定。

- 米国

2018年に農業法において、「乾燥重量でTHC濃度0.3%以下の大麻草、種子、抽出物等」をHempと定義（0.3%超をMarijuanaとして定義）、Hempに関しては、国内での生産を合法化している。

- 現行の栽培者のうち、当該上限値を超えるTHCを含有する大麻草を栽培する者については、当該上限値の適用が令和9年末まで猶予されていることから、その間に、低THC品種への切り換え等を促していく。

# 関係省令について

- 改正大麻等法の施行に伴い、大麻法施行規則、整備省令（2本）の合計3本の省令を公布  
(令和6年10月16日及び31日)

○主な内容は以下のとおり。

## ①大麻草から製造される製品の範囲

第一種大麻草採取栽培者は、大麻草から製造される製品（種子又は成熟した茎の製品その他の厚生労働省令で定めるものに限る。）の原材料を採取する目的で大麻草を栽培することとされている。

大麻草から製造される製品の実情を踏まえ、「厚生労働省令で定めるもの」は、飲食料品類、化粧品類、建築用資材その他の資材、嗜好品、飼料、肥料及び燃料（麻薬又は指定薬物に該当しないものに限る。）とする。

## ②大麻草の「加工」に含まれる行為

第一種大麻草採取栽培者又は第二種大麻草採取栽培者が許可を受けて行う大麻草の「加工」については、法律において「大麻草の成分の抽出その他厚生労働省令で定める行為を含む。」とされている。「厚生労働省令で定める行為」は、大麻草の圧縮及び冷凍とする。

※ 大麻草の種子又は成熟した茎の形状を有する製品を製造するときは、加工の許可は要さない。

※ 「乾燥」、「細断」については、「加工」という語句の定義上、当然に含まれるものと解釈している。

## ③大麻草の種子以外の生育材料

第一種大麻草採取栽培者は、THCが上限値以下の種子その他厚生労働省令で定めるものを用いて大麻草の栽培をしなければならないとされている。「厚生労働省令で定めるもの」は、枝葉その他の大麻草の部位とする（主に挿し木として栽培に利用されることを想定）。

# 関係省令について

## ④大麻草栽培者の報告事項、帳簿記載事項

大麻草栽培者は、その免許の有効期間中、年に1回、厚生労働大臣又は都道府県知事に対し、法律に規定されている当該年の初めに所持した大麻等の数量等を報告するほか、当該年中に譲り渡し、又は廃棄した大麻等の数量等を報告することとする。

大麻草栽培者は、法律に規定されている採取し、譲り渡し等した大麻及び発芽可能種子の数量、その年月日等を帳簿に記載しなければならないほか、許可を受けて加工をした大麻草の数量、その年月日等を記載しなければならないこととする。

## ⑤種子の発芽不能処理、発芽可能種子の譲渡規定・輸入手続等

発芽可能種子について、大麻草栽培者以外の者が輸入する場合や大麻草栽培者が譲渡する場合には、発芽不能処理をしなければならないこととされている。その処理の方法は熱処理・燻蒸とする。

発芽可能種子の譲渡については、大麻草栽培者が、法律に規定されている大麻草栽培者に譲渡する場合のほか、発芽不能処理を行う者等に譲渡する場合に限り可能とする。

発芽可能種子の輸入の許可の申請については、申請書様式により行うこととする。

発芽不能処理をした種子の輸入は、厚生労働大臣から発芽不能処理をした旨の証明書の交付を受けた者でなければできないこととされている。その証明書交付申請については、申請書様式に発芽不能処理をした種子であることを証する書類を添付して行うこととする。

## ⑥大麻草の加工許可（茎、種子の利用以外）、報告事項

第一種大麻草採取栽培者又は第二種大麻草採取栽培者は、大麻草の加工に当たって許可を得なければならないこととされている。許可を得なければならない事項は、法律に規定されている加工に使用する大麻草の品名等のほか、加工の方法及び加工の過程、加工する施設の所在地等とする。また、許可を受けた後は、法律に規定されている加工のために使用した大麻草の品名等のほか、加工した品目の納入先等を報告することとする。

# 危険ドラッグ対策と指定薬物について

危険ドラッグ

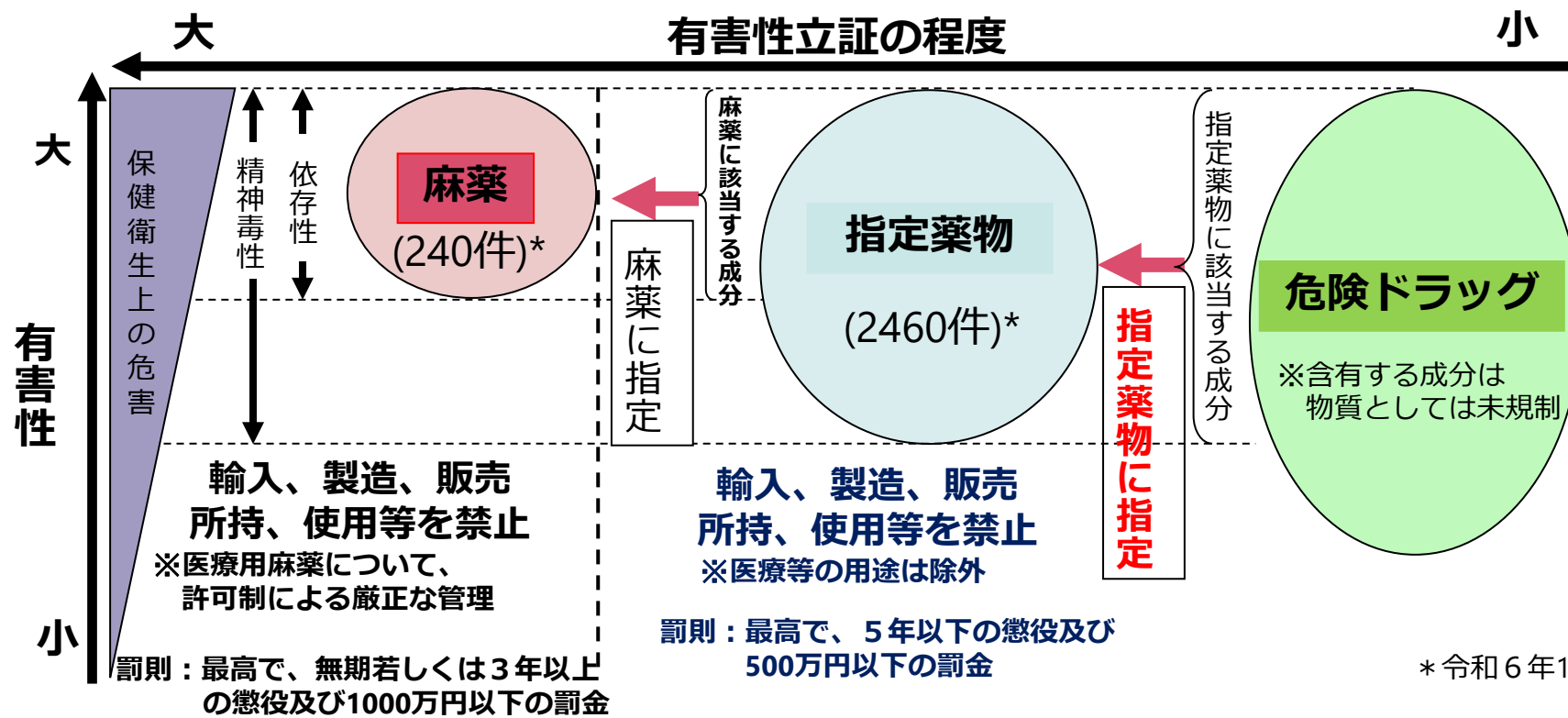
一般に、麻薬や覚醒剤及び大麻の成分に類似した構造の未規制物質を含有し、人に使用された場合に保健衛生上の危害のおそれがあるもの。



指定薬物

精神毒性（幻覚、中枢神経系の興奮・抑制）を有する蓋然性が高く、人に使用された場合に保健衛生上の危害のおそれがある物質を指定する。

→ 指定された薬物について、あらかじめ定めた正当な用途以外の製造、輸入、販売、所持、使用等を規制することにより、乱用を防止



麻薬及び向精神薬取締法による規制

医薬品医療機器等法による規制

# 危険ドラッグへの取組について（令和6年4月～）

## （1）令和6年4月以降の主な取組状況

○令和6年4月にHHCPM商品による健康被害事例の発生を受け、全国麻薬取締部による当該製品の販売が疑われる店舗等に対する立入検査等を実施。

- ・うち12カ所からHHCPMの含有が明示された14製品を確認。
- ・上記の14製品について、生産及び流通を広域的に規制する必要があると認められたため、広域禁止物品として官報告示を実施（同年2月に告示した44製品に14製品を追加し、合計58製品とするもの）。

## （2）令和6年4月以降の指定薬物の指定状況等

- ・令和6年4月 THCVO等の包括指定、1T-LSD指定
- ・令和6年8月 THCOPの指定（同年11月に麻薬として規制）
- ・令和7年1月 1cP-AL-LAD, 1cP-MiPLAの指定

## （3）令和5年の立入検査の実施結果

立入検査件数（件）		
麻薬取締官	麻薬取締員	薬事監視員
140	77	22

## （4）今後の対策

- 指定薬物の新規指定、現在流行するタイプの危険ドラッグに対しての迅速な指定及び包括指定
- 危険ドラッグ販売店舗への立入検査、検査命令、販売等停止命令の発動
- 関係機関と連携した取締り強化

# 製品安全誓約における麻向法に規定する麻薬、薬機法に規定する指定薬物の追加について

## 概要（製品安全誓約とは）

- OECD が公表した「製品安全誓約の声明」を踏まえて、リコール製品や安全ではない製品が生命・身体に及ぼすリスクから消費者をこれまで以上に保護することを目的として、令和5年6月29日に、消費者庁、総務省消防庁、経済産業省及び国土交通省といった消費者向け製品の関係省庁とオンラインマーケットプレイス（OM）の運営事業者により策定された日本版「製品安全誓約」であり、製品安全に係る法的枠組みを超えた「官民協働の自主的な取組」。
- 令和6年12月12日に、消費者向けの製品の対象として、「麻薬及び向精神薬取締法」及び「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」が新たに加わることとなったもの。
- 署名OM運営事業者は、リコール製品等の出品削除、再出品を防止する仕組みの構築・維持等、規制当局は、販売者向けの説明資料の提供等を実施。

## 麻向法・薬機法から対象となった消費者向け製品

- (1) 麻薬及び向精神薬取締法に規定する「麻薬」成分が混入（疑いを含む。）した製品
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する「指定薬物」成分が混入（疑いを含む。）した製品
- (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する「指定薬物」に速やかに指定する可能性のある成分が混入（疑いを含む。）した製品
  - ① 広域禁止物品として官報告示公示前の製品
  - ② 広域禁止物品として官報告示公示後の製品

### ○製品安全誓約（日本国）の取組に参加している規制当局

※2024年12月12日現在

省庁名	所管法令
消費者庁	消費生活用製品安全法
総務省消防庁	消防法
厚生労働省	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 麻薬及び向精神薬取締法 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
経済産業省	消費生活用製品安全法 電気用品安全法 ガス事業法 液化石油ガスの保安の確認及び取引の適正化に関する法律 高圧ガス保安法
国土交通省	道路車両運送法

### ○製品安全誓約（日本国）に署名したOM運営事業者

※2024年12月12日現在

OM運営事業者	運営しているOM
アマゾンジャパン合同会社	Amazon.co.jp
eBay Japan合同会社	Qoo10
auコマース&ライフ株式会社	au PAY マーケット
株式会社メルカリ	メルカリ（CtoC）メルカリShops
株式会社モバオク	モバオク（CtoC）
LINEヤフー株式会社	Yahoo!ショッピング Yahoo!オークション（CtoC） Yahoo!フリマ（CtoC） LINEギフト
楽天グループ株式会社	楽天市場 楽天ラクマ（CtoC）
三井不動産株式会社	Mitsui Shopping Park &mall

# 厚生労働省における広報・啓発活動の取組について

## ○薬物乱用防止・大麻制度見直しに関するデジタル広報啓発事業

### 事業の概要

令和3年度より大麻に関心が高い者（ハイリスク層）をターゲットとして、デジタル広告をSNSやHP上に掲載し、特設サイトに誘導することで大麻の危険性等大麻に関する正しい情報の啓発を行っている。令和5年度には大麻取締法の改正を受け、広く一般国民（一般層）を対象としたデジタル広報を行った。

令和6年度も引き続きハイリスク層をターゲットとした広告展開を行っている。

### ハイリスク層への啓発

令和6年9月特設サイト開設。

デジタル広告の配信について、夏期（10月）と冬期（12月下旬～1月）の2つの期間に分けて展開した。

○有名なイラストレーターを選定し、若年層がより関心を持ちそうなビジュアルにする  
とともに、ハイリスク層の心情に寄り添うような表現とした。

また、HPについては昨年同様に相談窓口に繋がりやすくする工夫を行った。

○令和5年度までの事業では、広告のインプレッション数等の実績値を計測し、単純比較を行っていたが、令和6年度事業は大麻に親和性の高い傾向にある者が広告を見た結果、自己の意識に変化を起こすのか、変容調査を実施中。

○配信媒体

バナー広告：X（旧Twitter）Instagram、Facebook、みんな就、マイナビ

動画広告：Youtube

リンク：[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iyakuhin/yakubutura\\_nyou/campaign2025/index\\_06.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/yakubutura_nyou/campaign2025/index_06.html)

#### ▼ハイリスク層向け特設サイト

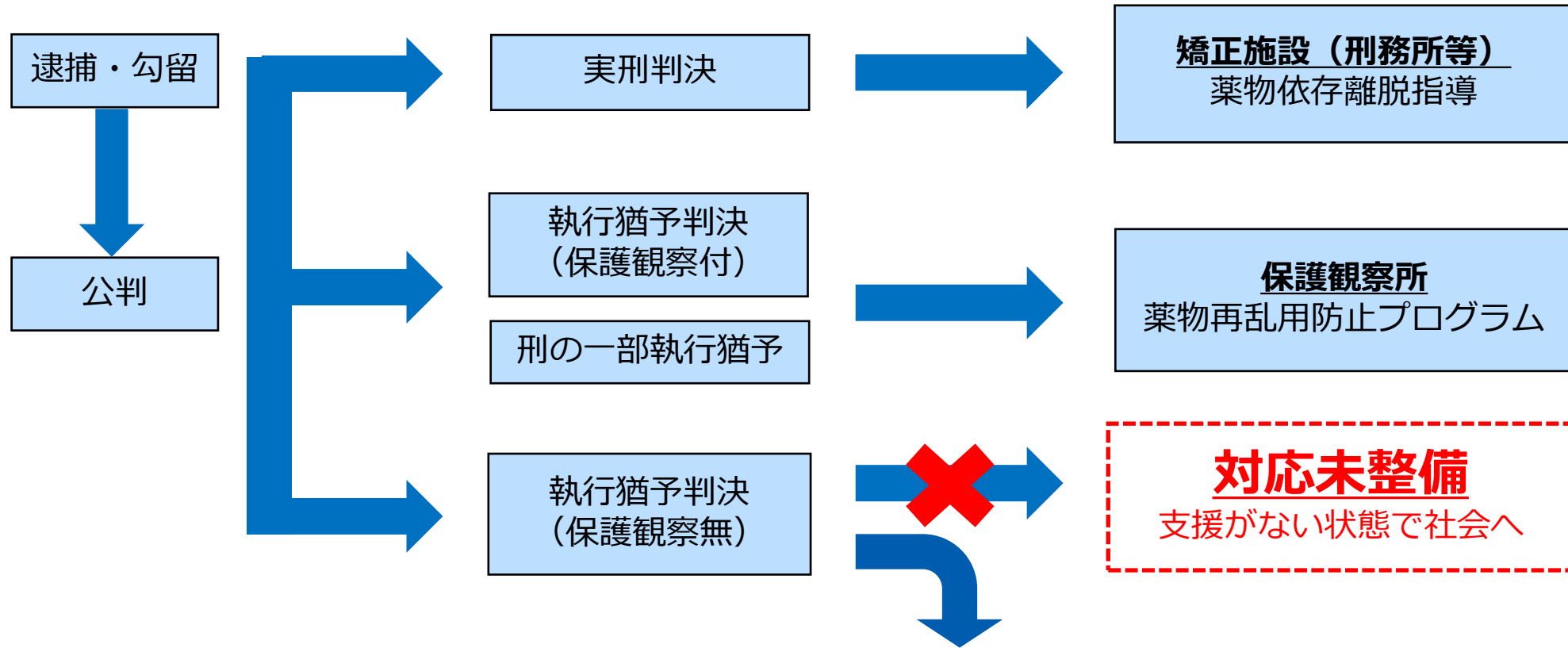


#### ◀ハイリスク層向けバナー広告



#### ▲ハイリスク層向け動画広告

# 薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業

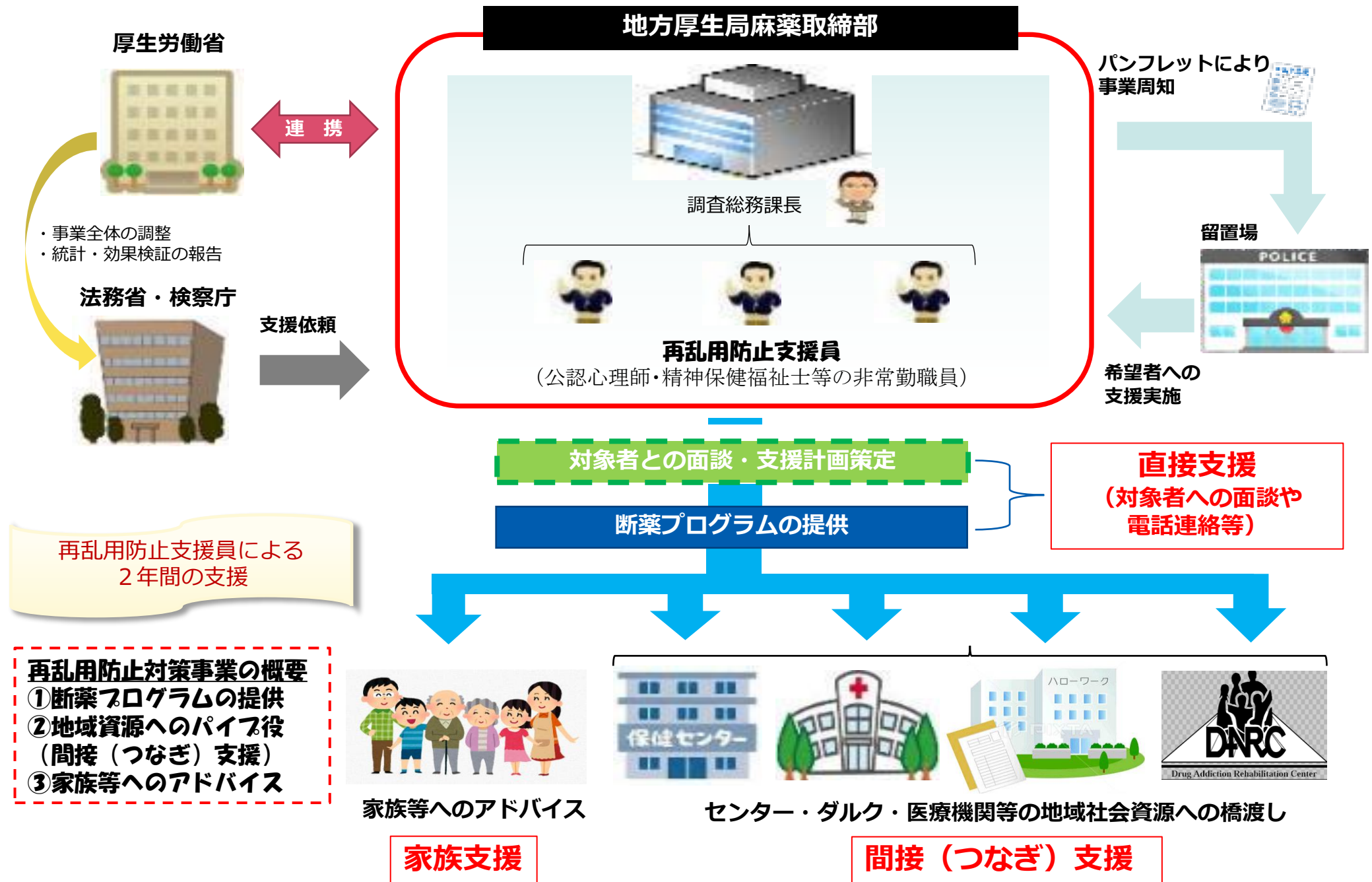


## 麻薬取締部による再乱用防止対策プログラム

執行猶予判決（保護観察無）を受けた薬物事犯者（初犯）等を中心に再乱用防止に向けた支援を実施。

- ①直接支援：支援対象者との面談、断薬プログラムの提供。
- ②間接支援：センター・ダルク・医療機関等の地域社会資源への橋渡し。
- ③家族支援：対象者の家族への電話連絡や面談。

# 薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業



# 參考資料

# 過去5年における検挙人員、薬物押収量等の推移について

## ● 検挙人員

単位:人

	H31/R1	R2	R3	R4	R5
薬物全体(含危険ドラッグ)	14,060	14,726	14,572	12,933	<b>14,259</b>
薬物全体	13,860	14,567	14,408	12,621	<b>13,815</b>
覚醒剤(全体)	8,730	8,654	7,970	6,289	<b>6,073</b>
(青少年)	1,151	1,114	1,156	918	<b>947</b>
(少年)	97	99	115	103	<b>107</b>
大麻(全体)	4,570	5,260	5,783	5,546	<b>6,703</b>
(青少年)	2,622	3,511	3,934	3,840	<b>4,887</b>
(少年)	615	899	1,000	917	<b>1,246</b>
麻薬・向精神薬(向精神薬)	558 (80)	638 (49)	639 (35)	783 (41)	<b>1,033</b> <b>(32)</b>
危険ドラッグ	200	159	164	312	<b>444</b>
密輸入事犯(全体)	595	330	367	443	<b>563</b>
覚醒剤	357	143	95	196	<b>297</b>
大麻	122	103	145	92	<b>97</b>
麻薬・向精神薬	116	84	126	155	<b>169</b>

## ● 薬物押収量

単位:kg

	H31/R1	R2	R3	R4	R5
覚醒剤	2649.7	824.4	998.7	475.3	<b>1,601.6</b>
大麻	430.1	299.1	377.2	330.6	<b>850.0</b>

## ● 覚醒剤事犯における再犯者率

単位:%

	H31/R1	R2	R3	R4	R5
再犯者率	66.0	68.6	66.9	67.7	<b>66.0</b>

## ● 薬物乱用防止教室の開催率

単位:%

	H31/R1	R2	R3	R4	R5
開催率	未集計	未集計	75.0	79.6	83.6

## ● 各国薬物生涯経験率

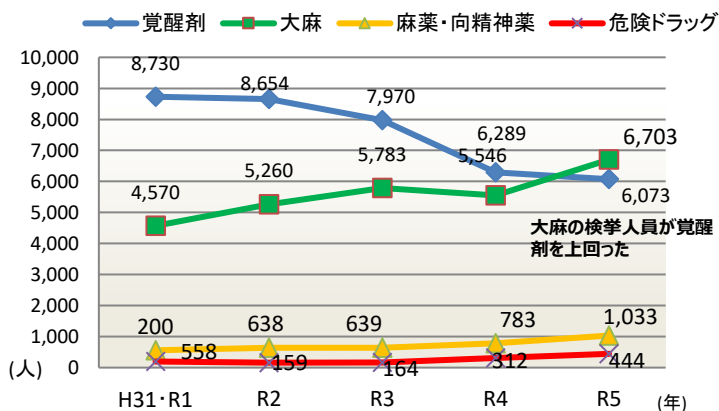
単位:%

	日本	フランス	ドイツ	イタリア	イギリス	アメリカ	カナダ
大麻	1.5	44.8	27.2	32.7	30.2	45.3	46.6
覚醒剤	0.5	2.2	3.6	2.4	8.9	5.4	3.7

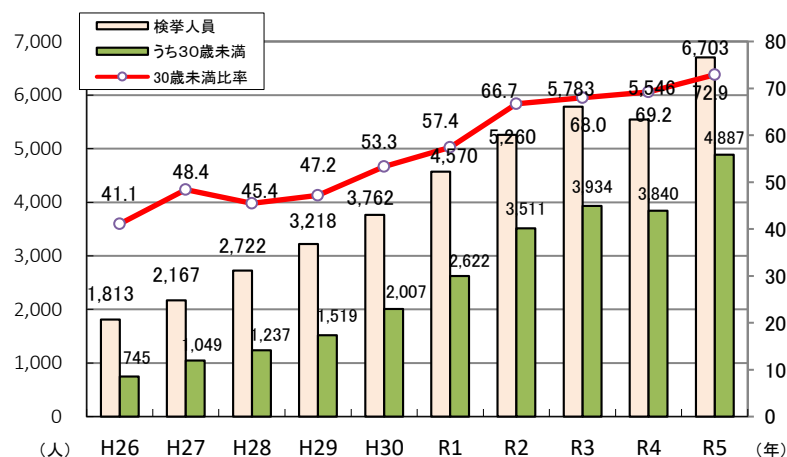
※調査年 日本 2023年/イギリス・アメリカ2018年/フランス・イタリア・カナダ2017年/ドイツ2015年  
 ※各国の計上方法は統一的不是なため、参考に留めるものである。

なお、日本においては、全国の住民(15歳-64歳)から無記名で回答入手(有効回答3,026名)

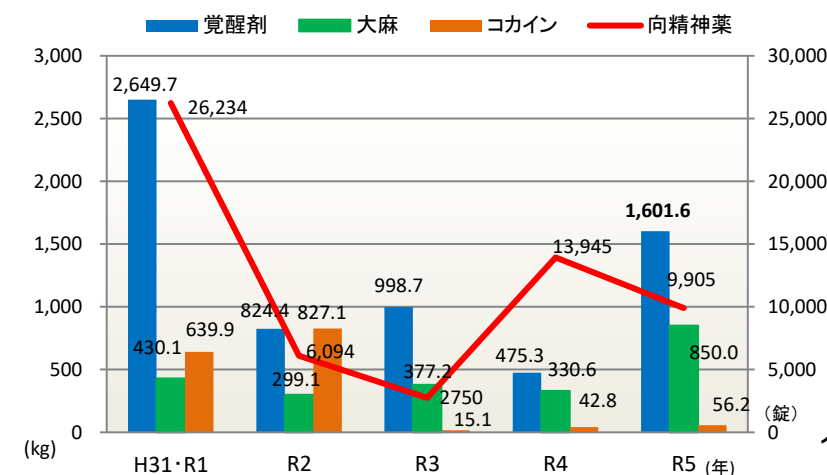
## 検挙人員推移



## 大麻事犯検挙人員と30歳未満比率の推移



## 押収量推移



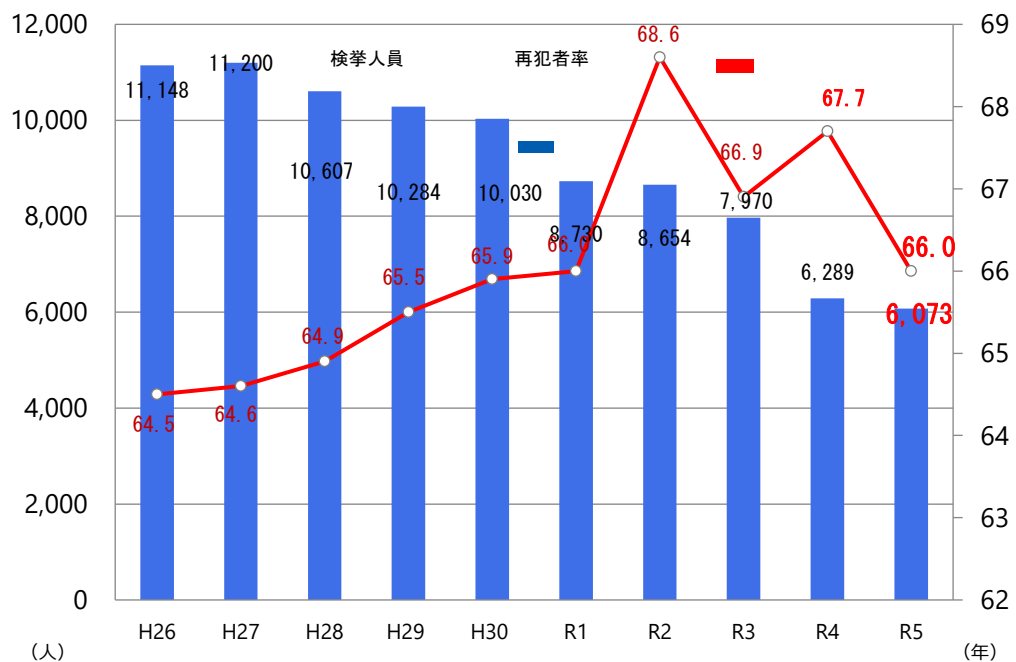
# 国内における主な乱用薬物の特徴について

## 覚醒剤と大麻における情勢

覚醒剤：我が国における令和5年の覚醒剤事犯の検挙人員は6,073人と5年連続で1万人を下回ったが、再犯者率は6割を超えており、依然として高水準で推移している。

大 麻：大麻事犯の検挙人員は、6,703人（前年：5,546人）となり、過去最多であった令和3年を大幅に更新し、大麻事犯の検挙人員に係る統計が確認できる昭和26年以降、初めて覚醒剤事犯の検挙人員を上回った。特に大麻事犯の検挙人員の7割以上が30歳未満の若年層であり、依然として大麻の乱用拡大に歯止めがかからない状況にある。

### 覚醒剤事犯検挙人員と再犯者率の推移



### 大麻事犯検挙人員と30歳未満比率の推移

